

55. 02

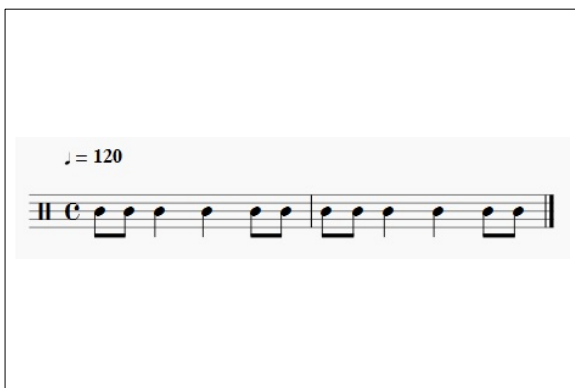
音商標の願書への記載（五線譜にて商標を表す場合）について**1. 商第3条第1項柱書**

五線譜にて商標を表す場合は、音符、音部記号、拍子記号及びテンポを、また、必要に応じて言語的要素（歌詞等が含まれるとき）及び休符を、願書の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）に記載しなければならない。商標記載欄にこれらの事項が記載されていない場合は、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

（1）打楽器のみを用いる場合の記載

音商標の演奏楽器として単一の打楽器を用いる場合には、五線譜中の一つの線又は間を用いて記載することができる。また、複数の打楽器を組み合わせる演奏（例：ドラムセットによる演奏）する場合には、五線譜中の線又は間を各々の打楽器に割り当てて記載することができる。

上記の場合、商標の詳細な説明（以下「詳細な説明」という。）に、どの線又は間に打楽器を割り当てたかを記載する必要がある。

（例1）打楽器で演奏された音商標**【商標登録を受けようとする商標】****【音商標】****【商標の詳細な説明】**

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は音商標であり、タンバリンを使用して演奏したものである。

商標は、五線譜中の第三線を使用して記載しているものである。

(2) テンポの取扱い

五線譜にて商標を表す場合は、音符、音部記号、拍子記号及びテンポを、また、必要に応じて言語的要素（歌詞等が含まれるとき）及び休符を商標記載欄に記載しなければならないが、例外として、テンポについては、商標記載欄に記載されていなくても、詳細な説明に記載されていれば、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。また、詳細な説明にテンポを追記する補正についても、要旨の変更ではないものとして認める。

(3) 五線譜として成立していない記載の取扱い

音符、音部記号、拍子記号及びテンポを、商標記載欄に記載している場合であっても、その記載が五線譜として成立していないときは、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

五線譜として成立していない記載としては、例えば、必要な休符の記載がない下記のような不完全小節1小節からなる記載が該当する。

(例2) 不完全小節1小節からなる記載



(4) コードネームの取扱い

五線譜にて商標を表す場合であって、主旋律以外の音（以下「伴奏の音」という。）を表すときは、音符に代えて、コードネーム（和音の構成を表示する記号）を商標記載欄に記載することを容認する。ただし、コードネームの影響が及ぶ範囲（あるコードネームが記載されている拍から次のコードネームが記載されている拍の手前の拍までの範囲）において、コードネームが表示する和音の構成音が演奏されることを前提とした容認であるため、商標記載欄において、伴奏の音が、コードネームのみならず音符でも記載されている場合は、その音符も、コードネームが表示する和音の構成音でなければならない。したがって、下記のような主旋律の音が音符、伴奏の音が音符及びコードネームで記載されている場合であって、コードネームが表示する和音の構成音以外の音が、そのコードネームの影響が及ぶ範囲において、五線譜に音符（主旋律の音を表す音符を除く。）で記載されているときは、商第3条

第1項柱書の要件を満たさないものとする。

(例3) 2小節目の1～2拍目において、コードネーム(「F」:「ファ」「ラ」「ド」の構成を表示する記号)と音符(「ソシレファ」の和音)に矛盾が生じている



2. 商第5条第5項

経済産業省令で定める物件(以下「音声ファイル」という。)及び詳細な説明が、音商標を特定するものでない場合、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。音声ファイル及び詳細な説明が、音商標を特定するものであるか否かについては、願書に記載された商標の構成及び態様と、音声ファイル及び詳細な説明の構成及び態様が一致するか否かを判断する。

(1) 五線譜に記載されていない音が音声ファイルに収録されている場合

例えば、五線譜には主旋律の音を表す音符のみが記載され、音声ファイルには主旋律の音及び伴奏の音が収録されている場合や、五線譜には打楽器のパートの譜が記載されていないにもかかわらず、音声ファイルには打楽器の音が収録されている場合、五線譜には言語的要素が記載されていないにもかかわらず、音声ファイルには言語的要素を発した人の声の音が収録されている場合は、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

(2) 五線譜に記載されている音が音声ファイルに収録されていない場合

例えば、五線譜には複数の音符が記載され、音声ファイルにはそのうちの一部の音符の音のみが収録されている場合や、五線譜(総譜で記載されている場合を含む。)には複数の演奏パートの音が記載され、音声ファイルにはそのうちの一部の演奏パートの音のみが収録されている場合、五線譜には言語的要素が記載されているにもかかわらず、音声ファイルには言語的要素を発した人の

声の音が収録されていない場合は、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

なお、音声ファイル及び詳細な説明は、商標記載欄への記載では厳密に表すことができない要素や、商標記載欄への記載が任意となっている事項を特定するために、その記載及び提出を求めているものであって、商標記載欄に記載された「音」の一部を特定すれば商第5条第5項の要件を満たすものではない(商標審査便覧55. 01の2. 参照)。

(3) 五線譜に記載されている音が、音声ファイルに収録されている音と一致しない場合

五線譜に記載されている音楽的要素(音の高さ、リズム、テンポ、音色等)と、音声ファイルに収録されている音楽的要素が一致しない場合は、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。五線譜に記載されている言語的要素と、音声ファイルに収録されている言語的要素が一致しない場合も同様である。

また、五線譜には音符が記載され、音声ファイルには、楽器や人の歌声の音ではなく、特定の音の高さを定められない音(例: 自然音、人の話し声や動物の鳴き声の音、電子音)が収録されている場合も、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

(例4) 音声ファイルに特定の音の高さを定められない音が収録されている場合

【商標登録を受けようとする商標】

♪ = 200

と きよ ちょう

[解説]

音商標を特定する音声ファイルと認められるためには、上記五線譜の記載に従い、「とつ、きよ、ちょう」の言語的要素をそれぞれ「ド、ソ、

ミ」の高さで歌った声の音が音声ファイルに収録されている必要があるが、音声ファイルには、「とつきょちょう」の言語的要素を単に読み上げたような声の音が収録されている。

(参考) なお、商標記載欄が、五線譜ではなく文字で記載され、音楽的要素を認識させる記載がないにもかかわらず、音声ファイルに収録されている音については音の高さが把握され、音楽的要素を認識させる場合も、願書に記載された商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様が一致しないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

(例5) 音声ファイルに音の高さが把握され、音楽的要素を認識させる音が収録されている場合

【商標登録を受けようとする商標】

本商標は、「とつきょちょう」という人の声が聞こえる構成となっており、全体で約2秒間の長さである。

[解説]

音商標を特定する音声ファイルと認められるためには、上記商標記載欄の記載に従い、「とつきょちょう」の言語的要素を単に読み上げたような声の音が音声ファイルに収録されている必要があるが、音声ファイルには、音の高さが把握され、音楽的要素を認識させる音が収録されている。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)